

平成十六年二月

サイバー犯罪に関する条約の説明書

外務省

目次

一	概説	一
1	条約の成立経緯	一
2	条約締結の意義	一
3	条約の締結により我が国が負うこととなる義務	一
4	早期国会承認が求められる理由	二
5	我が国が行う宣言	二
二	条約の内容	二
1	定義	三
2	違法なアクセス及び違法な傍受	三
3	データの妨害及びシステムの妨害	三
4	装置の濫用	三
5	コンピュータに関連する偽造及び詐欺	四
6	児童ポルノに関連する犯罪	四
7	著作権及び関連する権利の侵害に関連する犯罪	四
8	未遂及びほう助又は教唆	四
9	手続規定の適用範囲	五
10	条件及び保障措置	五
11	蔵置されたコンピュータ・データの迅速な保全	五
12	提出命令	五

13	蔵置されたコンピュータ・データの捜索及び押収	五
14	通信記録のリアルタイム収集及び通信内容の傍受	六
15	裁判権	六
16	犯罪人引渡し	六
17	適用される国際協定が存在しない場合の相互援助の要請に関する手続	六
18	蔵置されたコンピュータ・データの迅速な保全	七
19	蔵置されたコンピュータ・データに対するアクセスに関する相互援助	七
20	通信記録のリアルタイム収集及び通信内容の傍受に関する相互援助	七
21	署名及び効力発生	七
22	宣言	七
23	留保	八
24	締約国間の協議	八
三	条約の実施のための国内措置	八
(参 考)		九

一 概説

1 条約の成立経緯

(1) 情報技術分野の急速な発達、コンピュータ・ネットワークの発展によって、世界中で電子メールの幅広い利用、インターネットを通じて各種サイトへのアクセス、電子商取引等が可能となった。このような情報技術の発展は、社会の一層の発展のための大いなる可能性を秘めているが、一方で、コンピュータ・システムを攻撃するような犯罪及びコンピュータ・システムを利用して行われる犯罪（いわゆるサイバー犯罪）が出現するようになった。

(2) サイバー犯罪は、犯罪行為の結果が国境を越えて広範な影響を及ぼし得るといふ特質を備えていることから、その防止及び抑制のために国際的に協調して有効な手段をとる必要性が高く、そのために法的拘束力のある国際文書の作成が必要であるとの認識が欧州評議会において共有されるようになった。

(3) このような状況の下、欧州評議会において、サイバー犯罪を取り扱う専門家会合が設置され、平成九年（千九百九十七年）以降、同会合においてこの条約の作成作業が行われてきた。その結果、平成十三年（二千一年）九月に行われた欧州評議会閣僚委員会代理会合においてこの条約の案文について合意が成立し、同年十一月八日に行われた欧州評議会閣僚委員会合において正式に採択された。

(4) この条約の署名式典は、平成十三年（二千一年）十一月二十三日にハンガリーのブダペストにおいて開催され、我が国は、この条約に署名した。

2 条約締結の意義

この条約は、サイバー犯罪から社会を保護することを目的として、コンピュータ・システムに対する違法なアクセス等一定の行為の犯罪化、コンピュータ・データの迅速な保全等に係る刑事手続の整備、犯罪人引渡し等に関する国際協力等につき規定するものである。我が国がこの条約を締結することは、サイバー犯罪に効果的に対処するための国際的な取組に寄与するとの見地から有意義であると認められる。

3 条約の締結により我が国が負うこととなる義務

この条約の締結により我が国が負うこととなる主要な義務の概要は、次のとおりである。

- (1) コンピュータ・システムに対する違法なアクセス、コンピュータ・データの違法な傍受、コンピュータ・ウィルスの製造、児童ポルノのコンピュータ・システムを通じた頒布等一定の行為を犯罪として定め、その犯罪についての裁判権を設定すること。
- (2) 自国の権限のある当局が、蔽置されたコンピュータ・データの迅速な保全、捜索及び押収並びに提出命令、通信記録のリアルタイム収集並びに通信内容の傍受を行うことが可能となるよう、必要な立法その他の措置をとること。
- (3) コンピュータに関連する一定の刑事手続、犯罪人引渡し等において国際協力を促進すること。

#### 4 早期国会承認が求められる理由

我が国は、従来から、IT戦略を推進し、情報セキュリティ対策への取組体制を整備するとともに、急増するサイバー犯罪に国際的に対処すべく、この条約の作成作業に積極的に参加してきた。深刻化するサイバー犯罪に対する国際的な取組に貢献するためには、我が国がこの条約を締結し、その効果的な実施のために引き続き主導的な役割を果たすことが望ましい。

#### 5 我が国が行う宣言

この条約は、締約国の国内事情を尊重するとの観点から、一部の規定の実施に当たって追加的な要件を課すること、一部の規定を適用しないこと（留保）等につき宣言することを認めている。我が国が行う予定の宣言のうち主要なもの概要は、次のとおりである。

- (1) コンピュータ・システムに対する違法なアクセス（第二条）及びコンピュータ・データの違法な傍受（第三条）を国内法上の犯罪とするに当たり、追加的な要件を課する。
- (2) 提供又は公然陳列を目的とする児童ポルノの所持及び保管を国内法上の犯罪とすることを除くほか、児童ポルノの保有を国内法上の犯罪としない（第九条）。
- (3) 児童の姿態を描写するポルノ（実在する児童の姿態を描写したものと認められる場合を含む。）のみをこの条約上の児童ポルノとする（第九条）。

この条約は、前文、本文四十八箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。

1 定義(第一条)

「コンピュータ・システム」、「コンピュータ・データ」、「サービス・プロバイダ」及び「通信記録」の定義についてそれぞれ規定している。

2 違法なアクセス及び違法な傍受(第二条及び第三条)

締約国は、コンピュータ・システムに対するアクセス(第二条)及びコンピュータ・データの非公開送信に対する技術的手段による傍受(第三条)が、権限なしに故意に行われることを自国の国内法上の犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。締約国は、これらの犯罪化に当たり、それぞれの規定に定める追加的な要件を課することができる。

3 データの妨害及びシステムの妨害(第四条及び第五条)

締約国は、コンピュータ・データの破損、削除、劣化、改ざん又は隠へいが権限なしに故意に行われること(第四条)及びコンピュータ・データの入力、送信、破損、削除、劣化、改ざん又は隠へいによりコンピュータ・システムの機能に対する重大な妨害が権限なしに故意に行われること(第五条)を自国の国内法上の犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

4 装置の濫用(第六条)

締約国は、権限なしに故意に行われる次の行為を自国の国内法上の犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。締約国は、留保が次の(1)(ロ)に規定するものの販売、頒布又はその他の方法によって利用可能とする行為に関するものでない場合には、次の規定を適用しない権利を留保することができる。

(1) 第二条から第五条までの規定に従って定められる犯罪を行うために使用されることを意図して、次のものを製造し、販売し、使用のために取得し、輸入し、頒布し又はその他の方法によって利用可能とすること。

(イ) 第二条から第五条までの規定に従って定められる犯罪を主として行うために設計され又は改造された装置(コンピュータ・プログラムを含む。)

(ロ) コンピュータ・システムにアクセス可能となるようなコンピュータ・パスワード等

- (2) 第二条から第五条までの規定に従って定められる犯罪を行うために使用されることを意図して、(1)(イ)又は(ロ)に規定するものを保有すること。
- 5 コンピュータに関連する偽造及び詐欺（第七条及び第八条）
- 締約国は、コンピュータ・データの入力、改ざん、削除又は隠ぺいにより、真正でないコンピュータ・データを生じさせる行為が、権限なしに故意に行われること（第七条）及びコンピュータ・データの入力、改ざん、削除若しくは隠ぺい又はコンピュータ・システムの機能に対する妨害が、詐欺的又は不正な意図をもって、権限なしに故意に行われ、他人に対し財産上の損害が加えられること（第八条）を自国の国内法上の犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。
- 6 児童ポルノに関連する犯罪（第九条）
- (1) 締約国は、コンピュータ・システムに関連して権限なしに故意に行われる児童ポルノの製造、提供の申出又は利用可能化、頒布又は送信、自己又は他人のための取得及び保有を自国の国内法上の犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。締約国は、自己又は他人のための児童ポルノの取得及び保有については、その全部又は一部を適用しない権利を留保することができる。
- (2) 「児童ポルノ」とは、(イ)性的にあからさまな行為を行う未成年者、(ロ)未成年者であると外見上認められる者及び(ハ)未成年者を表現する写実的影像を視覚的に描写するポルノをいう。締約国は、(ロ)及び(ハ)については、その全部又は一部を適用しない権利を留保することができる。
- 7 著作権及び関連する権利の侵害に関連する犯罪（第十条）
- 締約国は、著作権及び著作隣接権の侵害が故意に、商業的規模で、かつ、コンピュータ・システムによって行われることを自国の国内法上の犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。
- 8 未遂及びほう助又は教唆（第十一条）
- 締約国は、第二条から第十条までの規定に従って定められる犯罪が行われることを意図して故意にこれらの犯罪の実行をほう助し又は教唆すること並びに第三条から第五条まで、第七条及び第八条並びに第九条の一部の規定に従って定められる犯罪であつて故意に行われるものの未遂を自国の国内法上の犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。締約国は、このような未遂を犯罪とす

ることについては、その全部又は一部を適用しない権利を留保することができる。

9 手続規定の適用範囲（第十四条）

締約国は、特定の捜査又は刑事訴訟のために第二章第二節（第十四条から第二十一条まで）に定める権限及び手続を設定するため、必要な立法その他の措置をとる。締約国は、第二条から第十一条までの規定に従って定められる犯罪及びコンピュータ・システムによって行われる他の犯罪並びに犯罪に関する電子的形態の証拠の収集について同節に定める権限及び手続を適用する。

10 条件及び保障措置（第十五条）

締約国は、第二章第二節に定める権限及び手続の設定、実施及び適用が、自国の国内法に定める条件及び保障措置であつて、人権及び自由の適当な保護を規定しており、かつ、比例原則を含むものに従つてことを確保する。

11 蔵置されたコンピュータ・データの迅速な保全（第十六条）

締約国は、自国の権限のある当局がコンピュータ・システムによって蔵置された特定のコンピュータ・データ（通信記録を含む。）の迅速な保全を命令すること又はこれに類する方法によって迅速な保全を確保することを可能にするため、必要な立法その他の措置をとる。

12 提出命令（第十八条）

締約国は、自国の権限のある当局に対し、自国の領域内に所在する者に対するコンピュータ・データの提出命令及び自国の領域内でサービスを提供するサービス・プロバイダに対する加入者情報の提出命令を行う権限を与えるため、必要な立法その他の措置をとる。

13 蔵置されたコンピュータ・データの搜索及び押収（第十九条）

締約国は、自国の権限のある当局に対し、コンピュータ・システム及びその内部に蔵置されたコンピュータ・データ並びにコンピュータ・データ記憶媒体に関し自国の領域内において搜索又はこれに類するアクセスを行う権限を与えるため、必要な立法その他の措置をとる。また、締約国は、自国の権限のある当局に対し、アクセスしたコンピュータ・データの押収又はこれに類する確保を行う権限を与えるため、必要な立法その他の措置をとる。



14 通信記録のリアルタイム収集及び通信内容の傍受（第二十条及び第二十一条）

締約国は、自国の権限のある当局に対し、コンピュータ・システムによって伝達される自国の領域内における特定の通信に係る通信記録について（第二十条）、また、自国の国内法に定める重大な犯罪に関しては当該通信の通信内容について（第二十一条）技術的手段を用いることによりリアルタイムで収集し又は記録する権限を与えるため、必要な立法その他の措置をとる。

15 裁判権（第二十二条）

(1) 締約国は、次の場合において第二条から第十一条までの規定に従って定められる犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な立法その他の措置をとる。

(イ) 犯罪が自国の領域内、自国の船舶内又は自国の航空機内で行われる場合

(ロ) 犯罪が行われた場所の刑事法に基づいて刑を科することができる場合又は犯罪がすべての国の領域的管轄の外で行われる場合において、当該犯罪が自国の国民によって行われるとき。

(2) 締約国は、容疑者が自国の領域内に所在し、かつ、引渡しの請求を受けたにもかかわらず当該容疑者の国籍のみを理由として他の締約国に当該容疑者の引渡しを行わない場合において第二十四条1に定める犯罪についての裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

16 犯罪人引渡し（第二十四条）

(1) 第二条から第十一条までの規定に従って定められる犯罪が、双方の締約国の法令において長期一年以上の拘禁刑又はこれよりも重い刑を科することとされている場合には、当該犯罪に関する締約国間の犯罪人引渡しについては、この条の規定を適用する。

(2) (1)の犯罪に関する犯罪人引渡ししが、引渡しを求められている者の国籍のみを理由として又は請求を受けた締約国が当該犯罪について裁判権を有することを理由として拒否される場合には、当該請求を受けた締約国は、請求を行った締約国の要請に応じて訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する。

17 適用される国際協定が存在しない場合の相互援助の要請に関する手続（第二十七条）

(1) 相互援助に関し、要請国と被要請国との間において適用される有効な国際協定が存在しない場合には、この条の規定を適用す

る。

(2) 相互援助の被要請国は、自国の法令に定める協力拒否理由がある場合に加え、当該要請が政治犯罪に関連する場合及び当該要請の実施により自国の主権、安全、公の秩序等が害されるおそれがある場合には、相互援助を拒否することができる。

18 蔵置されたコンピュータ・データの迅速な保全（第二十九条）

締約国は、他の締約国に対し、蔵置された特定のコンピュータ・データの迅速な保全を命令し又はその他の方法によって迅速な保全を確保するよう要請することができる。

19 蔵置されたコンピュータ・データに対するアクセスに関する相互援助（第三十一条）

締約国は、他の締約国に対し、蔵置された特定のコンピュータ・データの搜索、押収、開示等を要請することができる。

20 通信記録のリアルタイム収集及び通信内容の傍受に関する相互援助（第三十三条及び第三十四条）

締約国は、コンピュータ・システムによって伝達される自国の領域内における特定の通信に係る通信記録をリアルタイムで収集すること（第三十三条）並びに自国に適用される条約及び国内法によって認められている範囲内で、コンピュータ・システムによって伝達される特定の通信の通信内容をリアルタイムで収集し又は記録すること（第三十四条）について、相互に援助を提供する。

21 署名及び効力発生（第三十六条）

(1) この条約は、欧州評議会の加盟国及びこの条約の作成に参加した欧州評議会の子加盟国による署名のために開放しておく。この条約は、批准され、受諾され又は承認されなければならない。

(2) この条約は、五の国（欧州評議会の加盟国の少なくとも三の国を含むこと）を要する。が、この条約に拘束されることに同意する旨を表明した日の後三箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。

(3) この条約は、この条約に拘束されることに同意する旨をその後表明する署名国については、その旨を表明した日の後三箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。

22 宣言（第四十条）

いずれの国も、欧州評議会事務局長にあてた書面による通告により、特定の条に定める追加的な要件を課することを宣言すること

ができる。

23 留保（第四十二条）

いずれの国も、欧州評議会事務局長にあてた書面による通告により、特定の条に定める留保を付する旨を宣言することができる。その他のいかなる留保も、付することができない。

24 締約国間の協議（第四十六条）

犯罪問題に関する欧州委員会は、この条約が効力を生じた後三年以内に、締約国と協力してこの条約のすべての規定を再検討し、必要な場合には、適当な改正を勧告する。

三 条約の実施のための国内措置

1 この条約の実施のため、電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案及び犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案が今次国会に提出されており、また、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案が今次国会に提出される。

2 この条約の実施のためには、新たな予算措置を必要としない。

(参考)

- 1 採択 平成十三年十一月八日 ストラスブールにおいて採択
- 2 効力発生 平成十六年二月六日現在 未発効(五の国(欧州評議会の加盟国の少なくとも三の国を含むことを要する。))が、この条約に拘束されることに同意する旨を表明した日の後三箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。)
- 3 署名国 平成十六年二月六日現在 三十七箇国  
アルバニア、アルメニア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、キプロス、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、日本国、リトアニア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、ルクセンブルク、マルタ、モルドバ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スウェーデン、スイス、ウクライナ、英国、アメリカ合衆国
- 4 締約国 平成十六年二月六日現在 四箇国  
アルバニア、クロアチア、エストニア、ハンガリー